

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第2回弘前市国民健康保険運営協議会
開 催 年 月 日	令和4年10月24日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時00分まで
開 催 場 所	弘前市社会福祉センター 大会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之
出 席 者	被保険者代表：委員 高橋 ゆみ子 委員 白沢 千秋 委員 福島 憲一 保険医又は保険薬剤師代表： 委員 澤田 美彦 委員 竹澤 俊之 公益代表：委員 島 浩之（会長）委員 藪谷 育男 委員 對馬 郁夫 委員 阿保 鉄幸 被用者保険等保険者代表： 委員 和田 弘 委員 豊川 敦
欠 席 者	被保険者代表：委員 廣谷 美弥子 保険医又は保険薬剤師代表：委員 大熊 洋揮 保険医又は保険薬剤師代表：委員 磯木 雄之輔 被用者保険等保険者代表：委員 三上 光徳
事 務 局 職 員 の 名 職 氏 名	国保年金課長：葛西 正樹 国保年金課長補佐：相馬 延承 国保年金課国保保険料係長：成田 隆義 国保年金課国保健康事業係長：川畑 和之 国保年金課国保給付係長：小山内 愛 国保年金課国保保険料係総括主査：北川 千春 国保年金課国保健康事業係主査：高橋 純一
会 議 の 議 題	【協議事項（諮問事項）】 （1）令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること。

<p>会 議 結 果</p>	<p>市長からの諮問事項「令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること」について、11月15日に再度協議会を開催し、協議等を経て、協議会としての答申内容がまとまったら、市長への答申を行うこととした。</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 席図（大会議室）</li> <li>・ 諮問書（写）</li> <li>・ 令和5年度以降の国民健康保険料の賦課基準について</li> <li>・ 案1～案5それぞれの所得階層別の引き下げ額</li> <li>・ グラフで見る平成30年度から令和4年度までの各所得額の推移</li> <li>・ 当初賦課時点における国保加入者の所得別状況</li> <li>・ 令和3年度～5年度分の保険料額（弘前市介護保険）</li> <li>・ 令和4年度国民健康保険料（税）率等一覧</li> <li>・ こくほ特集号（令和4年8月1日）</li> </ul>
<p>会 議 内 容</p> <p>（発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等）</p> <p>事務局 （国保年金課長）</p> <p>議長（会長）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 協議事項（諮問事項）       <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること。</li> </ol> </li> <li>4 閉 会</li> </ol> <hr/> <p><b>3 協議事項（諮問事項）</b></p> <p>それでは、これより会議に入りますが、弘前市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、島会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。 本日の出席委員は、11名であります。 本協議会規則第2条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。 次に、会議録署名委員の指名を行います。 白沢 千秋委員 福島 憲一委員</p>

事務局  
(国保年金課長)

を指名いたします。

次に、諮問事項の協議に入ります。

本協議会への諮問事項は、

「令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること」  
であります。

諮問事項について理事者の説明を求めます。

令和5年度以降の国民健康保険料の賦課基準について、ご説明させていただきます。

令和5年度以降の国民健康保険料の賦課基準について

(以下「賦課基準資料」といいます。) P. 2

本日委員の皆様、令和5年度以降の適正な国保料の料率を  
いかにすべきか協議・検討いただきますが、

今回の改定のポイント

まず、事務局として何をしたい、何をすべきと考えているか  
のポイントをお話いたします。

まず、1点目として、『医療給付分』と『後期高齢者支援金分』  
の所得割を中心に引き下げたいと考えています。

次に、2点目として、『医療給付分』と『後期高齢者支援金分』  
における【応能割】と【応益割】の配分率の見直しをしたいと  
考えています。

賦課基準資料 P. 4～6

まず、基礎知識として国民健康保険料の賦課の仕組みをおさ  
らいしたいと思います。

賦課基準であります、

左から「医療給付分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金  
分」の3区分あります。

縦にも平等割、均等割、所得割の3区分で9つの区分で賦課  
しております。

この表は現行の賦課基準であります。

このうち、「医療給付分」と「後期高齢者支援金分」は全ての  
被保険者に賦課されます。

そして、「介護納付金分」であります、こちらは40歳から  
64歳までの被保険者にのみ賦課されます。

65歳からは1号被保険者として介護保険料の納付書を送っ

て、また基準も別になりますが、納付いただくものでありますが、2号被保険者については国保や被用者保険で包括的に賦課しております。

つまり、介護納付金だけにかかる人とかからない人がいる、ここを基本として押さえていただければと思います。

また、横に3段あって、平等割・均等割というのが応益割と呼ばれるものです。

ここは所得の有無に関係なく賦課される固定部分です。

所得割は応能割と呼ばれるもので、所得に応じてかかるものです。

つまり、料率改定において所得割を上げ下げしても所得がない人には全く関係ないということになります。

ここも基本として押さえていただければと思います。

#### 賦課基準資料 P. 8

次に今回改定を行う箇所であります。

全員の引き下げを行うためには、医療分と後期分は全員にかかりますので、この2列を下げたいと考えています。

このうち医療分（左の列）の均等割には触れない、と考えております。

理由は、前回引き下げの際に応益割部分では均等割のみ引き下げたことでバランスが崩れているので、今回は平等割のみ下げて、バランスを調整するためです。

次に2列目、後期分ですがこちらは所得割だけ下げたいと考えております。

なぜ、平等割・均等割のところに触れないのか、理由は後ほど説明いたします。

国民健康保険料は実は上げたり、下げたりというのを、どこでも自由にできるというわけではなく、現状課題となっている部分があります。

#### 別資料「令和4年度国民健康保険料（税）率等一覧」

国保県単位化の状況ですが、見通しとして、令和7年度までに全市町村の賦課方式を統一することとなっています。

別資料となっている「令和4年度国民健康保険料（税）率等

一覧」をご覧ください。これが各市町村の現行料率基準です。

青森市・八戸市・弘前市は所得割・平等割・均等割のいわゆる3方式になっていますが、現在もこの3つに

資産割を加えた4方式で賦課している市町村が多数あります。これを7年度には3方式に統一します。

その次にくるのが、料率基準の県下統一となりますが、料率の統一へ向け、当市の賦課方式も見直しをしないとイケない課題があります。

今後何が必要なのか。 課題は大きく二つあります。

#### 賦課基準資料 P. 10

まず、現状の課題①

弘前市の賦課基準における【応能割】と【応益割】への配分比率と、県の示す標準保険料率における同配分率に大きな乖離がある。

言葉だけだとこれは全くイメージがわからないと思います。

次のページ（P. 11）でご説明します。

次に、現状の課題②

「介護納付金分」について、本来徴収すべき保険料が充足できていない状況にある。

これも後ほどご説明します。

#### 賦課基準資料 P. 11

こちらの表は、弘前市の現行の賦課基準と、県が示している標準保険料の賦課基準の差異を表しています。

白い行が弘前市の賦課基準、  
オレンジ色の行が県の示す標準保険料の賦課基準、  
緑色の行がその差であります。

差が赤字になっているマイナスの数字部分は、方向性としては引き下げが必要な区分で、黒い字のプラスの数字は引き上げが必要な区分であります。

#### 賦課基準資料 P. 12

前のページ（P. 11）の表で、県が示す標準保険料率と市

の保険料水準にかなり乖離があるのはお分かりいただけたと思います。

ではなぜ、こんなに差があるか、実は県が示す保険料は、応能割：応益割の配分率を44：56程度として各市町村へ示していますが、当市は応能割：応益割の配分率を55：45程度になっており、今後の方向性としては、応能割から応益割へ賦課の比重をスライドしていく必要があります。

#### 賦課基準資料 P. 13

次に右の列、介護納付金の区分ですが、ひときわ乖離幅が大きいのがお分かりになると思います。

#### 賦課基準資料 P. 14

結果、収支がどうなっているかと申しますと

県が事業費納付金として3つの区分それぞれでいくら納付してください、と示している額に対して、弘前市が介護納付金分として賦課・収納している金額では不足が生じています。

後期高齢者支援金分は、ほぼ均衡がとれていますが、介護納付金分で不足している分を医療給付分として賦課・収納した分から充当している、ということでもあります。

#### 別資料「令和4年度国民健康保険料（税）率等一覧」

さきほどもご覧いただいた「令和4年度国民健康保険料（税）率等一覧」で、他の市町村の賦課基準が比較できますが、おそらくこれを見る限りでは、どこの市町村も足りていないと思われます。

なぜ、こんなことが起こるのかと申しますと、介護保険制度は平成12年からスタートしていますが、元々負担がなかったものが新制度開始で負担が増えました。

おそらく最初の段階から、本来必要な分を賦課していなくて、医療給付分は全員に賦課できますので、広く薄く賦課して負担していただくということで医療給付分に厚く配分してきたのではないかと思います。

その後、たびたび保険料の引き上げをしてきたわけですが、引き上げする場合にはこれも広く、薄く、となりますので、

バランスが崩れたまま乖離幅が広がってきたものと思います。

令和8年度以降、保険料率の県単位化、県下統一へと向かっていくわけですが、現状のまま県単位化後の基準に変更となったときに、この介護納付金の対象となる被保険者は、大きく保険料が引き上げになる可能性があります。

その移行の際にソフトランディングできるように、それまでの間に、ある程度バランスを是正しておく必要があると考えております。

ただし、それが今回のタイミングでできるか検討いたしましたが、物価高が続く現在の状況では結果難しい、と判断いたしました。

この介護納付金と医療分・後期分との負担のバランスの調整は継続課題として持ち越したいと考えております。

よって、今回は、冒頭示した課題のうち、応能割と応益割のバランスの調整、こちらだけは行っておきたいと考えています。

#### 賦課基準資料 P. 16

こちらのページからは県・市双方の基準の比較を説明いたします。

#### 賦課基準資料 P. 17

この表の一番上が弘前市の応能割と応益割の配分率でして、55：45としています。

2段目が県の標準保険料ですが概ね44：56となっております。これは50：50を基本としながらも、青森県の平均所得が全国平均の所得と比較して少ない、8割程度しかないことに考慮して、応益割に過重配分しようという考えであるためです。

一方で、県内の40市町村のうち29市町村が応能割の方へ過重配分していますし、全国平均でも古いデータですが58.5対41.5となっています。

なお、国の政令基準では元々50：50で配分するよう示していましたが、この政令は平成30年度の県単位化の際に廃止されています。

これは各都道府県の実情に応じた運用の幅を持たせるためと考えられます。

最終的に県内の市町村で合意しないと賦課基準が決まらない

わけでありますが、元々応能割に過重配分する、つまり納められる人に多く負担してもらおう、という考えの市町村の方が多かったわけですので、最終的にどの配分基準で決着するかは正直分かりません。

賦課基準資料 P. 18

こくほ特集号（令和4年8月1日）

しかし、県が応益割主体の賦課方針を提唱するのには、理由があります。

国保特集号をご覧ください。

令和4年度の弘前市の保険料は、均等割と平等割のトータルは79,400円ですが、これは所得がなくても79,400円かかるというものです。

国が定める法定の軽減制度（7割・5割・2割の軽減制度）がありまして、仮に所得が無い場合、均等割と平等割が最大7割軽減されます。

79,400円から軽減した55,700円は全額、国保財政に入っていないと国保財政が運営できなくなるため、この軽減した分は、一般会計から基盤安定繰入金として国保会計に繰入しています。

基盤安定繰入金は2種類ありまして、保険者の運営を支援するための保険者支援分は、弘前市では令和3年度で約4億円となり、このうち4分の3となる約3億円が国・県から補填されます。もう1つの保険者軽減分は、保険料の軽減に対する補填措置で、弘前市では令和3年度で約8億円となり、このうち4分の3となる約6億円が県から補填されます。

どちらかと言うと、応能割よりも応益割に過重配分した方が国でも負担してくれるため、相対的に見た場合に運営しやすくなります。

こうした仕組みを考慮すると、県全体の国保の運営を考えたときに、現状で財政がひっ迫している市町村が多いわけであります。

そうした状況を踏まえると、なるべく一般会計から、国から支援してもらえる仕組みを目指す、というのはある意味当たり前でありまして、市町村側の考え・県の考え、それぞれの落としどころとしては結局50：50に落ち着くのかなと予測しているところであります。



賦課基準資料 P. 20

ここまでご説明してきた状況を踏まえて、事務局の対応方針案をご説明します。

現状の課題①

弘前市の賦課基準における【応能割】と【応益割】への配分比率と、県の示す標準保険料率における同配分率に大きな乖離がある。

これは今回の改定で可能なラインまで是正したいと考えております。

現状の課題②

「介護納付金分」について、本来徴収すべき保険料が充足できていない状況にある。

これに関しては、将来的に解決は必要であります。

しかし、今は社会的な環境が不安定で物価高の対策をどうするか、というこの時期に、全体としては引き下げになるものの、低所得者あるいは無所得者を中心に引き上げになる、という改定はいかにも具合が悪いということであります。

よって、課題②については次回の見直しのタイミング、あるいは県単位化の料率統一のタイミングまで対応を先送りすることとしたいと思います。

課題②に着手しないからには課題①は、今回県単位化に向けた準備として可能なラインまで不均衡の是正をしたいと考えております。

賦課基準資料 P. 21

では、どこまで、というところですが、今回のタイミングで一気に50：50まで改定するわけではなくて、せめて半分のラインまで近づけておきたい、という考えであります。

具体的には、応能割52.5：応益割47.5となるように調整し、段階的に比率を見直していきたい、という考えであります。

賦課基準資料 P. 23

次に、どのくらい料率を下げるの、というのがこのページ以降であります。

財政調整基金の状況等将来予測、財政推計はどうなっているのか、であります。

P. 23の下部の赤く囲ってある約24億円は、現行の保険料率を継続していく前提での試算になります。

同じく下部の緑色の部分をご覧ください。

令和4年度の単年度収支は約5億2千万円を見込んでいますが、令和5年度は赤字を見込んでいます。

令和4年度から令和5年度になぜ急激に赤字に移行するかと言いますと、令和4年度の事業費納付金は、県の財政調整基金から約4億円減額調整されて割り振られています。

弘前市の国保被保険者1人あたりの単価でいうと、約1万円に相当します。

右側の表では1人あたりの納付金額がありまして、令和4年度が約12万5千円となっていますが、本来は約13万5千円と考えられます。

その後、毎年約5千円ずつ増えていく、これは医療の高度化等により増えていくという想定で計算しています。

#### 賦課基準資料 P. 24

これは保険料見直しの事務局案と令和9年度までの財政推計となります。

##### ・後期高齢者支援金分

所得割を0.4ポイント下げると、応能割52.5：応益割47.5となります。

##### ・医療給付費分

応能割52.5：応益割47.5がキープできるように、1案から5案まで所得割と均等割を引き下げる案となっています。

1案から5案までの引き下げを行う場合、令和9年度決算後の基金残高は、表の右側の赤い四角、白い数字の部分が見込まれます。

現行の料率を継続する場合、令和9年度決算後は約24億円ですが、4案では10億円を下回る残高が見込まれます。

保険料率はできれば、令和5年度から3年度継続して、令和7年度まで同じ料率にしたいと考えておりますが、もしも令和

7年度で見込みよりも財政状況が悪化している場合、その時点で見直すことも有り得るのではないかと考えております。

令和7年度決算後の基金残高の見込みは青い四角、白い数字の部分となりますので、ご確認ください。

**賦課基準資料 P. 25**

続きまして、中間案である案3の場合の引き下げ内容から改定部分のみ強調したものです。

この改定幅ですと、概ね応能割52.5：応益割47.5となります。

最終的には、応益割のうち、平等割と均等割のバランスも33.25：14.25に調整する必要がありますが、今回のタイミングでは調整せず、次回あるいは県内統一のタイミングで調整したいと思います。

案3の場合の保険料収入の減少額は、約2億2千万円となりますが、保険料の引き下げを行いますと基盤安定繰入金も減少しますので、国保財政としての減収額は約2億8千6百万円が見込まれます。

**賦課基準資料 P. 26**

P. 25で案3の引き下げ額の合計は約2億2千万円と申しました。

単純に現在の世帯数で割ると1世帯あたり約8000円となりますが、対象所得のある世帯だけでいいますと、大体平均1万7千円くらい下がる計算になります。

国保制度では、高所得層は賦課限度額という救済措置があります。

また、低所得世帯には7・5・2割の軽減制度があります。

一番苦しい、一番国保料が高いと感じるのは中間層で、そういう仕組みになっています。

今回の提案の引き下げ・料率改定は主に中間層に一番効果がいきわたる改定となっている、と考えております。

この資料の説明は以上になります。

事務局  
(国保年金  
課長補佐)

参考資料の説明を行います。

#### グラフで見る平成30年度から令和4年度までの各所得額の推移

市民税課が作成した資料で、平成30年度から令和4年度まで申告を受けた所得状況を表にしたものです。

国保年金課では令和3年度に保険料率を引き下げしましたが、令和3年度決算が黒字となり、理由として農業所得が好調だったと説明しましたが、資料として配布していなかったため、今回こちらの資料を配布しました。

左下が農業所得となりますが、折れ線グラフの令和3年度がぐっと上がっているのが確認できます。

単位は百万円ですので、令和3年度の農業所得は88億4千6百万円で令和2年度の57億2千4百万円よりもぐっと上がっています。

これが影響して、令和3年度は黒字になりました。

#### 当初賦課時点における国保加入者の所得別状況

こちらは国保被保険者のみの所得状況になりますが、右上の農業所得をご覧くださいと、好調だったことが読み取れます。

結果として、令和3年度の国保会計の決算額は、7億1千649万713円でした。

#### 令和3年度～5年度分の保険料額（弘前市介護保険）

参考までに配布しましたが、介護保険は平成12年度に開始しましたが、65歳以上の人は第1号被保険者となり、所得に応じて負担する保険料の一覧表になっています。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは質疑に入りたいと思いますが、質問がある委員はいらっしゃいますか。

委員	<p>保険料の所得割や平等割を引き下げると、単純に考えると国保の収入が少なくなる。これは、65歳までの話ですか？</p>
事務局 (国保年金課長)	<p>国保の加入は74歳までになります。 75歳以上は後期高齢者医療制度となります。 ただし、国民健康保険料のうち介護分は64歳まで納付していただき、65歳からは介護保険の第1号被保険者として介護保険料を納付していただきます。</p>
委員	<p>弘前市の73～75歳の人口は約3,700～3,800人。その人たちがここ5年間で後期高齢者医療制度に移行する。その代わりに35～39歳の国保に入る人たちが少ないので、令和4年度は被保険者が38,000人だけでも、令和9年度には32,000人になる。これは、かなりの減少ですよ。ね。</p> <p>だから、<b>賦課基準資料 P. 23</b>の左側の表の歳出は180～190億円ですね。それが令和8～9年度は1割下がって、約170億円まで下がる見込みだから、保険料収入を下げても運営できる、と理解してよろしいですか。</p> <p>これからいろんなお金がかかるのに、保険料率を引き下げて、納付する人も少なくなっていくのに、どうやって運営していくのかな、と思いますが、全体的に規模が少なくなるという前提で考えればよろしいですか。</p>
事務局 (国保年金課長)	<p><b>賦課基準資料 P. 23</b>の左側の表の歳出が、令和4年度の185億5,600万円から令和9年度の174億1,300万円に下がっていくというご指摘ですが、全体の額でみますと収支が分かりにくいですので、まず、右の表の令和9年度までの1人あたりの事業費納付金額をご覧ください。令和4年度は約12万5千円になっていますけど、令和9年度には約15万円になります。</p> <p>1人あたりで県に納めないといけない事業費納付金額と、保険料として入ってくる額とのバランスを勘案しながら、単年度収支を計算していきますが、単純に保険料収入と事業費納付金を比較しますと、事業費納付金として支出する分が多く、ここだけ見ると赤字になると思われそうですが、他の収入として、県からの交付金があり、現状賄えています。</p> <p>この表で、令和5年度から赤字となり、どんどん赤字幅が広がっていきますが、現状、約25億円の基金があり、仮に令和</p>

<p>委員</p>	<p>9年度に保険料を統一しても維持できるという試算となっています。</p> <p>私が疑問に思ったことは<u>賦課基準資料 P. 23</u>の支出に対して、弘前市が負担する金額です。</p> <p>国保加入者の保険給付費は減少していくのに、1人あたりの納付金額がかなり増えていく。</p> <p>これがなんとなくしっくりこない。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>1人あたりの納付金額は約3千円ずつ増えていき、保険給付費は1人あたり約32万円から約37万円あたりで推移しています。</p> <p>保険給付費についても、新型コロナウイルス感染症の影響で、レセプト1件あたりの単価は近年抑制されていますが、元々の傾向では約1%ずつ増加傾向だったので、約3千円ずつ増えていく想定にしています。</p> <p>国保の県単位化に伴い、保険給付費は県が普通交付金として市町村に対して全額負担するため、保険給付費が不足することはなくなりました。</p>
<p>委員</p>	<p><u>賦課基準資料 P. 23</u>の1人あたりの納付金額は、国保加入者が実際に支払う額とは違う、という理解でよろしいですか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>事業費納付金を支払うために保険料を賦課・徴収していますが、保険料収入の他に国・県から交付金が収入としてあります。</p> <p>よく話題となる国からの公費3,400億円は、弘前市の規模ですと、約4億円になります。</p> <p>もしこの公費がなければ、保険料率を上げなければいけない状況になります。</p>
<p>委員</p>	<p>なんとなく分かりました。</p> <p>国の医療費は44兆円で、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に42兆円になりました。令和3年度はまた44兆円となって、今後はまた医療費が増えていく。</p> <p>後期高齢者医療制度の医療費が増えれば、国保からの後期高齢者支援金も増えていくのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つで成り立っています。</p>

	<p>後期高齢者医療制度の歳入は、国・県からの交付金のほか、一般会計からの繰入金と各医療保険からの支援金が大部分で保険料収入は全体の1割しか賅っていない。</p> <p>後期高齢者医療制度の医療費が高くなっても、すぐに連動して支援金が高くなるわけではありませんが、中長期的には支援金も増額となっていきます。</p>
<p>委員</p> <p>事務局 (国保年金課長補佐)</p>	<p>保険料率の県内統一の動きは進んでいますか？</p> <p>保険料率に関しては、平成30年度に県単位になったとき、国は5～6年を目途に統一してほしい、という意見を出していましたが、先進的な大阪府以外はこの都道府県も統一はなかなか困難な状況です。</p> <p>例えば、長野県では市町村数が77あるため、各圏域ごとにまず統一しようという動きがあります。</p> <p>青森県では、令和7年度までにまず賦課方式を3方式（所得割、均等割、平等割）にしようとしています。現在、資産割を賦課している市町村は所得割の比率を上げることになると思います。</p> <p>青森県は国保運営方針を3年度周期で策定しており、第1期は平成30年度から令和2年度、第2期は令和3年度から令和5年度、第3期は令和5年度に令和6年度から令和8年度までの3年度分を作りますので、方向性は見えてくると思います。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にございますか？</p>
<p>委員</p>	<p>保険料の県内統一に向けて、弘前市は基金を活用していくということでしたが、県内統一後の基金残高の取り扱いは？</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>現状、保険料率の県内統一方法が決まっておらず、基金の取り扱いも決まっていますが、県内統一後の基金残高を県に吸い上げるという話が仮に出ても、各市町村議会の審議が必要となり、議決には無理があるため、そのような提案は無いと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。住民から、お預かりしたお金だから、外には出さないように思います。</p> <p>私が所属する医療保険者は主にサラリーマンが加入する組織です。病気で退職して、医療費がかかる状態で国保に移ること</p>

	<p>は防いでいきたい思いを持っていますので、医療費を抑制するためにも、ぜひ一緒に健康づくりをやっていけたらなあ、と思っています。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>社会保険の被保険者も、市民としては一緒ですので、ぜひ一緒に取り組んでいただけたら、と思っています。</p> <p>今後とも、ご協力をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にございますか？</p>
<p>委員</p>	<p>低所得者の保険料を引き上げたくない、という説明を聞いて私はホッとしましたが、台風やら何やらで農家もグッと収入が減ってきている。</p> <p>応益割50：応能割50で割り振りできるのであれば、それはそれで越したことはないですが、もし低所得者の保険料が上がるようならば、その場合はもう一度検討していただきたい、と思っています。</p> <p>保険料の県内統一時、結局、保険料を上げる以外ないという事態は避けたいので、そうならないために委員として全体の動きを見ながら調整・コントロールしていきたいと思っています。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にございますか？</p>
<p>委員</p>	<p><span style="border: 1px solid black;">当初賦課時点における国保加入者の所得別状況</span>で、国保加入者の所得別状況の右上、農業所得についてです。</p> <p>令和3年度国保加入者の農業所得が約77億円は、令和3年1月1日時点のものと考えてよろしいですか？</p>
<p>事務局 (国保年金 課長補佐)</p>	<p>そうですね。令和3年7月に保険料を賦課するための、令和2年1月から12月までの農業所得になります。</p>
<p>委員</p>	<p>令和3年産のリンゴや米は、価格がすごく安いし、全然所得がないのに、翌年度の保険料が高い、という農家の声があります。農家の所得は、平成30年度から令和2年度が通常だと思って欲しい。</p> <p><span style="border: 1px solid black;">グラフで見る平成30年度から令和4年度までの各所得額の推移</span>でも令和3年度は農業者人口が4,593人と増えている</p>



